

# 離婚届を提出した後の各種手続きについて（ご案内）

鈴鹿市役所 戸籍住民課届出窓口グループ ☎ (059)382-9132

下記に該当される場合は、各担当課にてそれぞれの手続きが必要となります。詳細については、担当課へ直接お問い合わせください。

保 険 年 金 課	国民年金 1F ①窓口 ☎(059)382-9401	第3号被保険者（会社員・公務員に扶養されている配偶者）の方は、第1号被保険者への種別変更届が必要です。配偶者の勤務先から喪失証明書の交付を受け、国民年金グループまたは津年金事務所で手続きをしてください。年金分割をする場合、津年金事務所へお問い合わせください。  津年金事務所☎ (059) 228-9112
	国民健康保険 1F ②窓口 ☎(059)382-7605	配偶者の社会保険に被扶養者として加入している方で、国民健康保険に加入する場合は、まず社会保険の資格喪失手続きをしてから、資格喪失証明書の交付を受け、国民健康保険に加入する手続きをしてください。
福 祉 医 療 課	一人親家庭等 医療費助成 1F ③窓口 ☎(059) 382-2788	18歳になる日以後の最初の3月31日までの児童を扶養している方で、資格に該当する場合は、医療費の助成を受けることができます。所得制限がありますので詳細は福祉医療課福祉医療グループで確認をしてください。
	こども 医療費助成 1F ③窓口 ☎(059) 382-2788	こども医療費を受給中の方は、振込口座を確認してください。
こ ど も 政 策 課	児童扶養手当 11F115窓口 ☎(059)382-7661	父もしくは母と生計をともにしていない、18歳以後の最初の3月31日までの児童（一定の障がいをもつ場合は20歳未満）を養育している方に支給される手当で、申請の翌月分から認定されます。（さかのぼって支給されませんのでご注意ください。）ただし、請求者・扶養義務者の所得に応じて、手当の一部または全部が支給停止になる場合があります。また、事由によっては、申請の対象にならない場合もありますので、詳細はこども政策課で確認をしてください。
	児童手当 11F115窓口 ☎(059)382-7661	高校生年代まで（18歳到達後の最初の3月31日までの間）の児童を養育している方に支給されます。認定された場合は、申請の翌月分からの支給となります。（さかのぼって支給されませんのでご注意ください。）

裏面もご確認ください。

こども育成課	<b>保育所（園）・認定こども園</b> 11F116窓口 ☎(059)382-7606	保育所（園）・認定こども園を利用中の方は、保護者等の変更手続きがありますので、こども育成課へお越しください。また、仕事や家庭の都合等で保育所（園）・認定こども園の利用を希望される方はご相談ください。
	<b>市立幼稚園</b> 11F116窓口 ☎(059)382-7606	市立幼稚園または私立幼稚園（子ども・子育て支援新制度に移行した園に限る）に在園中の方は保護者等の変更手続きがありますので、こども育成課へお越しください。
	<b>私立幼稚園・認可外保育施設等</b> 11F116窓口 ☎(059)382-7606	施設等利用給付認定（無償化の認定）を受けている方は、保護者等の変更手続きが必要となる場合がありますので、こども育成課にお問い合わせください。
学校教育課	<b>就学援助</b> 11F111窓口 ☎(059)382-7618	小学校・中学校に通学している児童・生徒を扶養している方で、条件に該当する場合には、就学援助制度により学用品等の援助を受けることができます。希望される方は、各学校で手続きをしてください。
教育総務課	<b>市立小中学校・幼稚園の給食</b> 11F 112 窓口 ☎ (059)382-1214 ☎ (059)383-7878	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食費負担者の変更(父→母など)及び氏名の変更がある場合は、各学校・園で変更手続きをしてください。</li> <li>・学校給食費の振替口座が変更（氏名のみ変更も含む）になる場合は、金融機関で変更手続きをしてください。用紙は、各学校・園又は教育総務課にあります。</li> </ul>
障がい福祉課	<b>特別児童扶養手当</b> 1F⑩窓口 ☎(059)382-7626 ☎(059)382-7607	特別児童扶養手当受給中で、対象児童を養育する方に変更がある場合は、受給者変更の手続きをしてください。児童を養育しなくなる方は、資格喪失届の手続き、児童を新たに養育する方は、新規申請の手続きが必要です。また、児童を養育する方に変更がない場合でも、住所や氏名に変更がある場合は、手続きをしてください。
	<b>障害者手帳・自立支援医療受給者証</b> 1F⑩窓口 ☎(059)382-7626 ☎(059)382-7607	障害者手帳や自立支援医療受給者証をお持ちの方で、住所や氏名、保護者欄に変更がある場合は、手続きをしてください。
住宅政策課	<b>市営住宅</b> 10F⑩⑥窓口 ☎(059)382-7616 ☎(059)382-8188	市営住宅にお住まいの方は、同居者異動の届出や入居承継の申請などの手続きをしてください。